

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年3月28日

【届出者の氏名又は名称】 / 1 住友商事株式会社

【届出者の住所又は所在地】 東京都中央区晴海一丁目8番11号

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 03 - 5166 - 3100

【事務連絡者氏名】 住友商事株式会社
広報部 報道チーム長 江中 一穂

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません

【代理人の住所又は所在地】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

[届出者の氏名又は名称] / 2 住商情報システム株式会社

[届出者の住所又は所在地] 東京都中央区晴海一丁目8番12号

[最寄りの連絡場所] 東京都江東区豊洲三丁目2番20号

[電話番号] 03 - 5166 - 2500

[事務連絡者氏名] 住商情報システム株式会社
広報・IR部長 三石 信広

[代理人の氏名又は名称] 該当事項はありません

[代理人の住所又は所在地] 同上

[最寄りの連絡場所] 同上

[電話番号] 同上

[事務連絡者氏名] 同上

【縦覧に供する場所】 住友商事株式会社
(東京都中央区晴海一丁目8番11号)
住商情報システム株式会社
(東京都江東区豊洲三丁目2番20号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者ら」とは、住友商事株式会社(以下「住友商事」といいます。)及び住商情報システム株式会社(以下「SCS」といいます。)を総称していいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社CSKをいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。
- (注8) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語訳が作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年3月10日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(3) 本公開買付けにおける買付け等の価格の決定及び公開買付者らと対象者の株主との間における
本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(3) 本公開買付けにおける買付け等の価格の決定及び公開買付者らと対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

公開買付者らは A C A I との間で、平成23年2月24日付で A C A I が A C A I 応募合意株式等を本公開買付けに応募すること等を内容とする本応募契約を締結しております。なお、A C A I 応募合意株式等には、A C A I 及び三井住友ファイナンス&リース株式会社(以下「S M F L」といいます。)間で締結された平成21年9月28日付株式等質権設定契約に基づく質権(以下「本質権」といいます。)が設定されていますが、A C A I によれば、A C A I は、S M F L との間で本公開買付けの開始を条件として本質権を解除することに合意(以下「本質権解除合意」といいます。)しているとのことです。公開買付者らと A C A I は、A C A I が本質権解除合意に基づき A C A I 応募合意株式等に設定された本質権を消滅させた上で、本公開買付けに応募することを合意しています。また、A C A I によれば、A C A I は平成23年3月7日付で、東京地方裁判所より、A C A I の投資家の1社から、当該投資家を債権者、A C A I を債務者とする株式等処分差止仮処分命令申立事件(以下「本仮処分申立」といいます。)が申し立てられた旨の通知書を受領したとのことです。公開買付者らは、本仮処分申立の詳細は把握しておりませんが、本仮処分申立と A C A I の応募の前提条件との関係については、下記「 A C A I の応募の前提条件」をご参照ください。

(中略)

A C A I の応募の前提条件

本応募契約において、A C A I が本公開買付けに応募する前提条件として、()対象者の本公開買付けに対して賛同する旨の意見表明が変更又は撤回されていないこと、()本合併契約が変更されることなく有効に存続していること、()司法・行政機関その他の権限ある機関に対して、A C A I による本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる命令、処分若しくは判決も存在していないこと及び()A C A I による応募がインサイダー取引規制違反とならないこと等が規定されております。公開買付者らは、本仮処分申立の詳細は把握しておりませんが、本仮処分申立事件が係属している間は、上記()の前提条件を充足しておらず、A C A I は、A C A I 応募合意株式等を本公開買付けに応募する義務はありません。なお、本応募契約上、A C A I は、その任意の裁量により上記の条件を放棄して本公開買付けに応募することができます。

(後略)

(訂正後)

公開買付者らはA C A Iとの間で、平成23年2月24日付でA C A IがA C A I応募合意株式等を本公開買付けに応募すること等を内容とする本応募契約を締結しております。なお、A C A I応募合意株式等には、A C A I及び三井住友ファイナンス&リース株式会社(以下「S M F L」といいます。)間で締結された平成21年9月28日付株式等質権設定契約に基づく質権(以下「本質権」といいます。)が設定されていますが、A C A Iによれば、A C A Iは、S M F Lとの間で本公開買付けの開始を条件として本質権を解除することに合意(以下「本質権解除合意」といいます。)しているとのことです。公開買付者らとA C A Iは、A C A Iが本質権解除合意に基づきA C A I応募合意株式等に設定された本質権を消滅させた上で、本公開買付けに応募することを合意しています。また、A C A Iによれば、A C A Iは平成23年3月7日付で、東京地方裁判所より、A C A Iの投資家の1社(以下「本件投資家」といいます。)から、本件投資家を債権者、A C A Iを債務者とする株式等処分差止仮処分命令申立事件(以下「本仮処分申立」といいます。)が申し立てられた旨の通知書を受領しましたが、東京地方裁判所は平成23年3月25日付で、本仮処分申立を却下する決定(以下「本仮処分申立却下決定」といいます。)を行ったとのことです。本仮処分申立とA C A Iの応募の前提条件との関係については、下記「A C A Iの応募の前提条件」をご参照ください。

(中略)

A C A Iの応募の前提条件

本応募契約において、A C A Iが本公開買付けに応募する前提条件として、()対象者の本公開買付けに対して賛同する旨の意見表明が変更又は撤回されていないこと、()本合併契約が変更されることなく有効に存続していること、()司法・行政機関その他の権限ある機関に対して、A C A Iによる本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる命令、処分若しくは判決も存在していないこと及び()A C A Iによる応募がインサイダー取引規制違反とならないこと等が規定されております。なお、本応募契約上、A C A Iは、その任意の裁量により上記の条件を放棄して本公開買付けに応募することができます。

A C A Iによれば、本仮処分申立却下決定を受けて、本仮処分申立との関係においては、上級審により本公開買付けへの応募が制限又は禁止されていない限り、A C A Iは、A C A I応募合意株式等を本公開買付けに応募する意向であるとのことです。

(後略)

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

公開買付者らはA C A Iとの間で、A C A IがA C A I応募合意株式等を本公開買付けに応募すること等を内容とする本応募契約を締結しております。なお、A C A I応募合意株式等には、A C A I及びS M F L間で締結された平成21年9月28日付株式等質権設定契約に基づく本質権が設定されていますが、A C A Iによれば、A C A Iは、S M F Lとの間で本公開買付けの開始を条件として本質権を解除することに合意(本質権解除合意)しているとのことです。公開買付者らとA C A Iは、A C A Iが本質権解除合意に基づきA C A I応募合意株式等に設定された本質権を消滅させた上で、本公開買付けに応募することを合意しています。また、A C A Iによれば、A C A Iは平成23年3月7日付で、東京地方裁判所より、A C A Iの投資家の1社から、当該投資家を債権者、A C A Iを債務者とする本仮処分申立が申し立てられた旨の通知書を受領したとのことです。

本応募契約において、A C A Iが本公開買付けに応募する前提条件として、()対象者の本公開買付けに対して賛同する旨の意見表明が変更又は撤回されていないこと、()本合併契約が変更されることなく有効に存続していること、()司法・行政機関その他の権限ある機関に対して、A C A Iによる本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる命令、処分若しくは判決も存在していないこと及び()A C A Iによる応募がインサイダー取引規制違反とならないこと等が規定されております。公開買付者らは、本仮処分申立の詳細は把握しておりませんが、本仮処分申立事件が係属している間は、上記()の前提条件を充足しておらず、A C A Iは、A C A I応募合意株式等を本公開買付けに応募する義務はありません。なお、本応募契約上、A C A Iは、その任意の裁量により上記の条件を放棄して本公開買付けに応募することができます。

(訂正後)

公開買付者らはA C A Iとの間で、A C A IがA C A I応募合意株式等を本公開買付けに応募すること等を内容とする本応募契約を締結しております。なお、A C A I応募合意株式等には、A C A I及びS M F L間で締結された平成21年9月28日付株式等質権設定契約に基づく本質権が設定されていますが、A C A Iによれば、A C A Iは、S M F Lとの間で本公開買付けの開始を条件として本質権を解除することに合意(本質権解除合意)しているとのことです。公開買付者らとA C A Iは、A C A Iが本質権解除合意に基づきA C A I応募合意株式等に設定された本質権を消滅させた上で、本公開買付けに応募することを合意しています。また、A C A Iによれば、A C A Iは平成23年3月7日付で、東京地方裁判所より、A C A Iの投資家の1社である本件投資家から、本件投資家を債権者、A C A Iを債務者とする本仮処分申立が申し立てられた旨の通知書を受領しましたが、東京地方裁判所は平成23年3月25日付で、本仮処分申立を却下する決定を行ったとのことです。

本応募契約において、A C A Iが本公開買付けに応募する前提条件として、()対象者の本公開買付けに対して賛同する旨の意見表明が変更又は撤回されていないこと、()本合併契約が変更されることなく有効に存続していること、()司法・行政機関その他の権限ある機関に対して、A C A Iによる本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる命令、処分若しくは判決も存在していないこと及び()A C A Iによる応募がインサイダー取引規制違反とならないこと等が規定されております。なお、本応募契約上、A C A Iは、その任意の裁量により上記の条件を放棄して本公開買付けに応募することができます。

A C A Iによれば、本仮処分申立却下決定を受けて、本仮処分申立との関係においては、上級審により本公開買付けへの応募が制限又は禁止されていない限り、A C A Iは、A C A I応募合意株式等を本公開買付けに応募する意向であるとのことです。